

# 柏崎市危機管理指針

柏 崎 市

## 目 次

第1章 総 則	1
第1 目的	1
第2 定義	1
第3 危機管理指針の目指すもの	2
第4 危機管理の基本方針	2
第2章 市の責務	2
第1 基本的責務	3
第2 計画と実施	3
第3 職員の責務	3
第3章 協 力	4
第1 市民の協力	4
第2 事業者の協力	4
第4章 危機管理の基本方針	4
第1 事前対策	4
第2 応急対策	5
第3 事後対策	6
第5章 指針における危機管理に関する計画の策定	6
第6章 柏崎市危機管理会議	7
○添付資料 柏崎市危機管理概念図	8

平成19(2007)年1月 策定

平成30(2018)年4月16日 改正

令和3(2021)年4月1日 改正

令和4(2022)年4月1日 改正

令和5(2023)年4月1日 改正

## 第1章 総則

### 第1 目的

この指針は、柏崎市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産への被害の最小化を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目的とします。

### 第2 定義

#### 1 対象となる危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」をいい、この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「事件、事故等の危機事案」の三つに分けて定義します。

##### (1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」（原子力災害を含む。）をいいます。

##### (2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

武力攻撃事態等及び緊急対処事態とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第25条第1項で定める「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った状態（武力攻撃事態等）」及び「武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態及び当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（緊急対処事態）」等をいいます。

武力攻撃事態・・・着上陸侵攻、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊、航空攻撃等

緊急対処事態・・・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関

等に対する攻撃が行われる事態、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態等

### (3) 事件、事故等の危機事案

事件、事故等の危機事案とは、災害や武力攻撃事態などを除いたテロ、感染症、環境汚染等の危機をいいます。

## 2 危機管理

危機管理とは、「災害」、「武力攻撃事態等」及び「事件、事故等の危機事案」という危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を收拾し、その後、市民生活を平常に回復させることをいいます。

## 3 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルとは、危機管理を円滑かつ適切に実施するため、組織単位から個人単位に至るまで必要な対応手順をまとめたものをいいます。

### 第3 危機管理指針の目指すもの

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築と危機管理の適切な対応による被害の最小化に努めることを目指します。
- (2) 備えのできていない危機について必要な対策を講じます。
- (3) 危機管理意識の高揚及び危機管理能力の改善のための研修や訓練を実施します。
- (4) 訓練等をとおして、改善個所を洗い出し、それを反映させて関係計画や危機管理マニュアル等の整備を行います。

### 第4 危機管理の基本方針

平常時、緊急時、収束時の体制は、「第4章 危機管理の基本方針」の事前対策、応急対策、事後対策によります。

## 第2章 市の責務

### 第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と

相互に連携・協力し、危機に係る対策を総合的に推進する責務を有します。

## 第2 計画と実施

市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要なマニュアル等を定め、これを実施する責務を有します。

## 第3 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対応する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有します。

## 第3章 協力

### 第1 市民の協力

- (1) 市民は、平常時から様々な危機に備えるために危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機に備えるための手段を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 市民は、危機などに対する訓練等に参加することで、危機に際しての自発的な活動などを実施できるよう努めるものとします。
- (3) 市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

### 第2 事業者の協力

- (1) 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、地域社会の一構成員として積極的に市民、地域の防災組織等と相互に連携・協力するよう努めるものとします。

## 第4章 危機管理の基本方針

### 第1 事前対策

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努めます。

#### 1 危機管理統括責任者等

##### (1) 危機管理統括責任者

危機管理を統括する危機管理統括責任者を置きます。危機管理統括責任者は、危機管理監をもって充て、市長等との連絡調整、所管が不明確な危機、部等横断的な対応が必要とされる危機について、所管する部等の調整等を行います。

## (2) 危機管理責任者

部等における危機に対する適切な対応に関して、責任を負う危機管理責任者を置きます。危機管理責任者は、危機管理統括責任者を補佐するとともに、危機管理主任者を指揮します。危機管理責任者は、部等の長をもって充てます。

## (3) 危機管理主任者

課等における危機に適切に対応する危機管理主任者を置きます。危機管理主任者は、平常時から危機に関する情報収集、危機管理体制の整備等を行います。危機管理主任者は、課等の長をもって充てます。

## 2 危機管理マニュアルの作成

- (1) 各部等は、所管する危機の種別毎に危機管理マニュアルを作成します。
- (2) 危機管理マニュアルは、関係する部等、関係機関等と協議し作成します。

## 3 危機に関する調査・研究

各部等は、平常時から危機管理に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映します。

## 4 点検・確認の実施

各部等は、所管業務や情報連絡及び応急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるように努めます。

## 5 訓練・研修への取組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組んでいきます。

また、訓練・研修には、市民、事業者、関係機関等との連携・協力を重点を置き、訓練後の検証も実施して十分な効果を発揮できるように努めます。

## 6 関係機関等との連携強化

危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努めます。

## 7 ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時に、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進します。

## 8 市民への情報提供

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民と情報を共有していきます。

## 第2 応急対策

危機発生時には、被害や影響を最小限に抑えるための応急対策を実施します。応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾します。

### 1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係部等が必要な体制を執り、機動的かつ横断的に対応します。危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行います。

### 2 活動方針の決定

危機発生時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定します。また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施します。

### 3 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急活動・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾します。

### 4 自衛隊等への応援要請

危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、自衛隊、他の地方公共団体等から速やかな応援が得られるよう努めます。

### 5 市民への情報提供

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供します。また、情報内容はできる限り分かりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努めます。

### 第3 事後対策

事後対策では、危機の収拾後には、市民生活の回復を図るため、被害者等の支援などを実施します。更に、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努めます。

#### 1 市民生活の安定・復旧

危機の収拾後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活再建支援、地域経済の復旧支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復旧の促進に努めます。

#### 2 点検・検証

危機の収拾後には、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、計画やマニュアルにこの検証結果を反映させます。

## 第5章 指針における危機管理に関する計画の策定

### 1 地域防災計画

地震、風水害などの自然災害及び大規模火災、危険物災害、航空機・鉄道・道路災害などの大規模事故災害等の危機については、柏崎市地域防災計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「柏崎市地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、柏崎市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「柏崎市防災会議」が策定する計画であり、災害の種類に応じて「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害対策編」に区分し、併せて資料編で構成しています。

### 2 国民保護計画

武力攻撃事態等の危機については、柏崎市国民保護計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「柏崎市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「新潟県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「柏崎市国民保護協議会」に諮問した



上で策定します。

### 3 危機管理計画

危機事案(災害や武力攻撃事態などを除いたテロ、感染症、環境汚染等)における危機については、柏崎市危機管理計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「柏崎市危機管理計画」は、この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染等、危機事案の危機に対処するための計画として、「柏崎市危機管理会議」が関係機関等と調整した上で策定します。

### 4 指針、危機管理に関する計画及び危機管理マニュアルの関係

柏崎市の危機管理の基本的事項は、この危機管理指針に示されています。各計画(地域防災計画・国民保護計画・危機事管理計画)はこの指針に基づき、危機管理マニュアルは各計画に基づいたものです。各計画は危機の種別毎の危機管理を総合的かつ計画的に行うもので、危機管理マニュアルは関係者の対応手順をまとめたものです。

## 第6章 柏崎市危機管理会議

柏崎市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「柏崎市危機管理会議」を設置します。

この会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、議長は市長、副議長は副市長、委員は教育長、危機管理監、各部長、上下水道局長、教育部長、消防長、議会事務局長及びその他市長が指定する職員をもって充てるものとします。

# 柏崎市危機管理概念図

